員会が組織された構成は地元から五名建設委員正副助役及び地元町議中麦氏以上九名である

一、都道九五號線の側溝流末処理及び駅東側道路の改修について

町長、この側溝は町改協定の費用を以つて都が施工するものであるがその流末を町の側溝え放流することになつているので既設の部分の二〇〇米が不完全であるのでこれを改修して戴く条件で承諾することにしたが地方事務所土木課長が来町しそれは不可能である旨回答もあつたので更に交渉の結果一応田村都議に町骨折戴いてこれが施工の予算を獲得して都で以つて施工しなければならないのであらうと、土木課長も云つて居つた

尚村尾穂吉氏東側の側溝並に巴パン前の道路改修について町協議願いたい、

右協議の結果左記の通り決定した、

村尾穂吉、森田文助、森田新平、田村半十郎の四者で円満に解決すべく町長に於て斡旋すること、

多少道路は曲つても差支えない、

二、第一小学校分校通学道路の件、

町長、先般の建設委員会で現地を見て戴いた第一小学校分校に通ずる鉄道よりの通学道路については約一五〇米位で巾は四米～五米程度として、一応高低はあつても通学出来るようにしたい旨述べる

協議の結果巾員は五米として至急測量をすることに決定す

三、松乃湯前の舗装について

瀬古銀座通りより栄通り迄の間（約一五〇米）を是非舗装致したいので地元の協力金も預つている総額は約三八万円で町では一八万円位を支出して戴きたいと思ふ。片側えは同時にL型側溝を設置する設計である

本件については以上で町長、助役、総務課長の了解は得てあり三十二年度の予算残のかき集めでなんとかなるとのことであったので地元でも話しを進めた次第であります

本尾四郎、高橋彦市＝従来懸案となっている道路計画が遅々として進まないところえもってきて新しい事業を割込んでくることは尚更従来の計画が遅れてくる。

助役　加美、及び内出の道路は失対事業としての計画であり、かりに松乃湯の前を舗装するにしてもこれは失対と云ふわけにはいかないので請負とすると、先に工事を施工することにもなる。

本尾四郎、高橋彦市＝至急懸案の道路の用地買収にとりかかって頂きたい、

町長　年度が過ぎたので予算を更正することは不可能である。

本尾四郎、時季がまずいので二ヶ月～三ヶ月延期出来ない方法はないか、

瀬古　若し町で支出不可能なら全額地元でもってもこの工事は完成する

つもりである。

石川信　今ここで結論を出すことは不可能である。

町長　この問題について委員長は三十二年度の予算残でと云っているが年度も経過していましたので更正も出来ずそれは不可能であるので三十三年度と云ふことで改めて協議すると云ふことにしたらと述べる

右の通り決定す。

委員長都合により退場す。

高橋副委員長代って登壇す。

四　銀座通りの街灯設置について道路使用許可の願の件

町長　銀座通りえ約百本の街灯が設置されることになるがこれについて代表者山下久吉氏より道路の使用許可の願が提出されたので御審議願いたい、

石川信義、本件については各地の商店街を視察して来たが銀座通りより悪い条件の悪い個所でも許可になっている

一応当初私有地え設置することも考えたが効果が減退するのでお願いした次第であります。

森田、銀座通りは熊川方面より福生え通ずる重要な道路であるので交通量も多いので道路敷内えの設置は賛成出来ない、

小尾四郎、道路と云ふものは商店街のみのことを考えることは出来ず一般的通の便を大いに考慮しなくてはならない。

石川信義、交通量の問題からいってもさほど心配することはないと思ふ現に中央商業でも相当の交通量があるのに許可されている。

小尾四郎、L型及び側溝の立上りのところえ設置したら、

右の結果委員会としてはL型及（側溝の）立上りの部分え設置することとしたいが石川議員の立場もあるから商店街の幹部と町側の町長

又は助役と懇談してみること、に決定

五、雑決

二町内その二工事について、

小尾四郎、長沢第二町内のその二工事については現在その一工事が始まっているので引続き施工するのが効果的である。

麦田議員、石川信義、引続き施工することに賛成すること、

右の通り決定する。

道路委員会 午前九時 於福生町役場

[illegible] 松尾[illegible] 石川信義 松尾種吉 石川[illegible]

田村利一 青木謹藏 宮崎房吉 橋本[illegible]

一、駅前拡張の件 ── 報告

[illegible]〃 一応宮崎委員から道路委員[illegible]と助役と地元の中森代表 以上九名

[illegible]今后の運動を協ふ

二、都道[illegible]工事の排水処理の件について

町長〃 都側は行政協定の費用を以て都が施工することになりますがその排水が

町の排水側は放流するところがない 設計の上では不完全なものとなる これ

の[illegible]方で都と町の中の放流が[illegible]して又都の[illegible]の[illegible] 田村所有地に[illegible]

が[illegible]

もらって都が[illegible]なければ[illegible]と云ふことになります

松尾さん 東京都側の測量では[illegible]の上の道の拡幅について

町長 [illegible]

東京都西多摩郡福生町役場

森田〃宮の土見通りを整備せずに新設の道路を考へたら

お尾〃私と吉田さんとの境に大きな下水を作ったら

吉田〃それでは直ぐにはならない。そういふことは白紙とする

深谷〃下水のことは別として新道をつくることを決めて頂くことにしたら

お尾さんも何んとか當方の解決策があるのだろうか。

直通をするとお尾さんの家の角度にかかる。

助役〃町としては宮の土見通りの取付と考へ設計しておいたこの路線を関りを上で再検討願いたい。

議長〃お尾氏付の東側を直通させればお尾さんのハウスが約半坪かかる

深谷〃お尾、森田、吉田三者で円満な解決して頂くと四者で町長はあっせんして頂きませう。解決して頂くまで多少の曲りは止むを得ない。

三、学校通学道路の件（継続件）

町長〃一昨年来継続、中は四年来五年程前から一応、一石作工はあっても通学出来得る程度にすると云ふ先生案りんごがあつたら未だ実際の設計迄いってない。

森谷〃一時通れればよい程度とする

ゆくゆくは五米位としたら

深谷〃やはりは五米とする

四、桜の湯方の舗装工事のこと

深谷〃地元から協力金も頂いてゐるのでなんとか施工して頂きたい。道路は三八五〃〃円で町では一八万程の

32.5.20

なおもう一つ考へ思ふ
岡田自転車ーから栄通り迄約二三軒で片側
之と型土物陽をつくることなきや
柳川〃 銀座通りの東側の部分は問題ならざるか
駅前〃 其の点は心配ないと思ふ
京橋〃 ~~終点の道路はどうするのであるか~~。
終点からの路地の道路をどうするのであるか、新しい道路は無い
計画よりもどうか
表町〃 栄通りは近い将来舗装化されるのか
千日前〃 全体が完成すれば出直されるのではないか
お座通〃 これから后の計画は出来るか
~~[illegible]~~町先生 落合氏の話は三十一年度になると云っているがどうかなおかしい
お客〃 時季明ける事である

お座男〃 土木の仕事が遅々として進んでいないように思はれる
それで割込んでくると云ふことになるとどうしても計画がおくれてくる
駅前〃 此処も、加美の道路はすでに結論が出ている
私は新設計でなく三十一年度~~[illegible]~~のかさ集めと云ふことで考えていた
助役〃 矢張りよその人達の関係もある
お座敷〃 ~~[illegible]~~柳川の工作は入札でやってもよからう
助役〃 それは柳川の関係でいかない
加美〃 旧市の周辺地域の道路化すること

32.5.20

清水〃 第二次案その二の分も吸收して描きうるか

和田〃 この際第二次案その二を生かしたらよい

瀬古〃 若し此で駄目なら私は此の負担をわずらはさず
私は工事をやる覚悟である

和田〃 それは少し云いすぎで こゝで一ケ月か二ケ月待てな
いことはない

厚川〃 今日すぐに結論を云ふわけにはいかない

野花〃 この問題は三十年すると云ふことになると更には出来
ないが三十年すると云ふことで一致協力すると云ふ
ことにしよう

決定は二ケ月延期するよ
[illegible]

②

銀座通りの街灯設置に対し道路使用
許可難しい

野花〃 説明

厚川屋〃 これについては各地の商店街を視察して来たが一つの
道路は拝借出来ますがどうしても道路になっている
一応私有地も考えながら中では効果も減退するが一寸困る
お願いした次第である

和屋種〃 車道にしても自動車の通行を禁止したら

和屋田〃 道路は商店のみでなく一般的に道を考えなくてはならない

〃 〃 L型又側溝の立上りの部分に設置したら

厚川屋〃 銀座通りの交通量から考えての問題であるが

32.5.20

各地都市街地を視察してみても銀座通りより多少条件の悪い所でも許可されている。

松尾四郎〃 商店街の立場からも商店街の繁栄と計って会ってみること。

猪俣〃 委員会の結論としては本委員会の検討事項とし商店街の繁栄を計って会ってみる事。

○

高橋彦市〃 反対 地元が期待されて

瀬川〃 飾付けやの方がよい

喜田〃

半年のように協議をしてみる

七時三十分終了

建設委員会

昭和三十二年五月二十日午後五時

出席者

瀬古清義 松尾四郎 速田幸義 米泉薫

飯野嘉平 高橋彦市

町長 助役 高木 猪俣信吉

協議事項

一 銀座通り街灯設置について

町長：委員も交替があったし今迄の経緯説明

L型の分については流れて居た故存分を残して（道路内に）立てる 一方の側溝側については民地側としたいと商店街では云って来た

L型の工方は流れとさまたげないようにする事を条件とする

松尾四郎〃 損壊分の経費は誰の補修は？

町長〃 それはやることになっている

32.5.20

右の通り決定する

㊁牛浜駅前道路舗装の件（請願）

町長　地元の人々会合されるとし地元の協力寄附について現在未だ分らずなる

又は結論を出すのは不可能ではないか

委員長　地元では十万円位と云つていた。

森田委員　舗装統制化に伴い　あの道路が牛浜の駅の異動があ

つた場合　又その道路の関係がどうなるか　切角は結局一つも又

道路がその道路に代るものが要求されても困るのではないか

駅の異動については特に考へる事はさ程ないが、

委員長　もう少し研究すると云ふ事で保留する

㊂都市計画について

町長　昭島市の構想に付ては羽村瑞穂両町と相談して

福生都市計画の構想が熟して来た　出来得れば次回

の都市計画審議会にかけたいと私ども当局も云つてお

りた。　三千分の一の地図作成で福生町の分が一百五十万円から

路線の都市計画を図検討して　昭和三十年を目途として

財政の性とにらみ合せて　出来るものを計画をする

都計の立案には東大教授の高山氏を顧問の常識　経験

者として招いて頂いた

~~都市計画としても~~

都市計画の様式については国庫補助三百五十万円　町　五百五十万円

が予算化出来ずに

踏切については先般東小鉄から現地調査に来た、

が大頭七円がかゝりさうである

米泉 補助道路五路線の道路改修について

町長 地方事務所の土木課として事業予算を持つてゐるを本年の中
に入つて貰へるようである

側溝は二四米程これは片側である 約四万円

舗装は駅前道路から二九米が対象となつている約五万

全体で九万円 補助三割である 七割は地元（町）の負担である

㊃町道の新設改修の件

町長 ①町道路の件 報告

②内出道路の件 報告

③荒鉄寺の二工区の件

荒地交換してあるのであるが一軒の庭が非常に狭くなるので反対を

となえているものがいる 少し曲げてやれば出来さうであるとし

止むを得なければ曲げるかと云ふことになる

④第一小学校通学道路の件

大体測量もまとまるので近い中に採択したい

⑤新堤橋の件

橋台の件でまだ難航している

費用の点であるが当初アサノポールの負担である事であり

たがアサノポールで計画したのは十トンであつたが今の県

での設計は十四トン巾を四米としてゐる若干費

用がかゝるので町でも幾ばくかの負担を願い出たあ

つたが町としてもアサノポールに全額負担させる

ように申入れてある